

中国学園大学及び中国学園短期大学との共同事業実施要領

1 共同事業実施の趣旨

中国学園大学及び短期大学（以下「大学」という。）の豊富な知識や技術を活用し、本市と大学が共同して事業活動を行うことにより、行政運営上の課題の解決を図るために実施するものである。

共同事業とは、大学の専門的、学術的な見地から助言、指導を受けながら、本市と大学が共同して行う事業とする。

2 実施要件

共同事業を実施することで、有意義で優れた成果を期待できるものとし、予算の範囲内で実施する。

3 申請及び契約

共同事業を希望する課長（以下「主管課長」という。）は、別記様式 共同事業申請書を政策調整課長へ提出する。政策調整課長は、中国学園事務局総務企画課（以下「事務局」という。）と協議したうえで、実施の可否を決定し、主管課長に通知するとともに、大学との間に共同事業及びその他必要事項を定めた契約を締結する。

4 実施期間

原則として1年以内とし、契約日の属する年度を超えないこととする。ただし、双方が必要と認めるときは、次年度以降も実施期間を延長することができる。

5 共同事業完了の確認

政策調整課長は、事務局及び主管課長から送付された完了報告書により、事業完了の確認を行うとともに、完了報告書は、主管課長の責任において保存する。